

令和4年度京都府介護支援専門員更新研修〔実務未経験者〕開催要綱

(1)趣 旨

介護支援専門員証(以下「証」という)の有効期間を更新するために受講が必要な研修として介護保険法第69条の8第2項の規定に基づき、実施します。

(2)主 催 京都市

(3)実施団体 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

(4)受講対象者

次の全てに該当し、かつ修了に必要な研修への参加、課題提出等ができる方

- ① 京都府に介護支援専門員として登録している方
- ② 証に記載の有効期間満了日が令和2年2月25日から令和6年3月31日まで(特例措置の対象)の方
- ③ 証の有効期間中(特例措置期間を含む)に介護支援専門員としての実務に従事した経験がない方
(どのような業務が実務経験にあたるかは、【介護支援専門員法定研修における「実務経験」とは】を確認してください。)
- ④ 証の有効期間内(特例措置期間を含む)に本研修を修了できる方

特例措置に係る留意事項

実務に従事した経験がない方については、原則として本研修の受講対象となります。詳細は【フローチャート(証の更新もしくは再交付)】を確認してください。(特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。)

(5)受講条件

受講決定後であっても、次の条件を全て満たせない場合は研修を受講することができません。

①研修記録シートの提出

研修記録シートを受講前・受講直後・受講3ヶ月後の3回、指定の期限までに提出が必要です。

研修記録シートは、ホームページから所定の様式(Excel データ)をダウンロードし、必要事項を入力のうえ、メールにファイルを添付して提出します。

②eラーニングでの受講環境

本研修は、原則、Web 上の講義動画を視聴した上で自宅学習を行い、課題を提出する必要があります。また、指定された1日のみ会場での受講が必要です。

【eラーニングについての注意事項】

- ◆ eラーニングでの受講には、インターネットで動画を視聴する環境が必要です。
- ◆ Zoom 等のリアルタイムのオンラインシステムではありません。視聴期間内に Web 上の動画を視聴し、課題に取り組んでいただきます。
- ◆ 視聴期間内であれば、繰り返し動画を視聴いただけます。
- ◆ 視聴期間の延長はできません。指定された期日までに、eラーニング前半分の課題を提出いただけない場合、eラーニング後半以降の科目を受講していただけませんので、研修は修了となりません。
- ◆ 申し込みの際、受講者個人のメールアドレスの登録が必要となります。
- ◆ 添付ファイルを受信可能なアドレスを登録してください。携帯電話のアドレスは、受信制限の可能性があるので非推奨とします。

(6) 研修について

- ① 日 程 令和4年7月から令和5年2月27日(月)
- ② 会 場 公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター、綾部市ものづくり交流館 等
- ③ 定 員 260名 ※[再研修]との合算
- ④ 研修科目 56時間相当(動画視聴・課題提出・1日研修出席等)

研 修 科 目		時間数	受講方法
人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理		2時間	①
ケアマネジメントに係る法令等の理解		2時間	
地域包括ケアシステム及び社会資源		3時間	
介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント		3時間	
ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義		3時間	
自立支援のためのケアマネジメントの基本		6時間	
介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)		2時間	
ケアマネジメントの展開 基礎理解		3時間	
課題整理総括表について		2時間	
ケア マネ ジメ ン ト の 展 開	脳血管疾患に関する事例	5時間	
	認知症に関する事例	5時間	
	筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	5時間	
	内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例	5時間	
	看取りに関する事例	5時間	
アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習		5時間	②

① オンデマンド配信(動画視聴と課題提出)でのeラーニング

② 研修会場で受講(時間数には、自宅学習課題分を含む)

(7) 受講料

支払い方法等、詳しくは受講決定通知書(受講票)にてお知らせいたします。

- ① 受講料 35,080円
 - ・次のいずれかに該当する方は、地域医療介護総合確保基金を活用し18,680円に減免されます。
 - * 京都府登録の方
 - * 登録地にかかわらず、京都府内の事業所において介護支援専門員として勤務されている方
- ② テキスト代 8,800円(税込)
 - ・受講に際し、テキストを購入いただきます。

(8) 申込について

- ① 申込方法
 - ・当会ホームページの[実務未経験者]研修情報に、申込受付期間中にリンクをしている【申込フォーム】から申込みをしてください。⇒ <http://www.kyotocm.jp/download/r04mikeiken/>
 - ※申込後、申込完了メールを受信しているかを確認してください。(受信していない場合は、入力したメールアドレスが間違っている場合があります)
- ② 提出書類
 - 介護支援専門員証(顔写真貼付のカード)の写し
 - ※拡大縮小などの変倍はせず、A4サイズの用紙に印刷をしてください。切り取り厳禁。
- ③ 提出方法
 - ・【申込フォーム】のデータ添付の画面で、②提出書類をPDFファイルで添付してください。添付ができない場合は⑤提出先に送付してください。なお、紛失等により提出書類が手元に無い場合は、京都府(TEL:075-414-4578)に連絡してください。

④ 申込受付期間

令和4年5月2日(月)～令和4年5月20日(金) ※受講の決定は先着順ではありません。

⑤ 提出先

〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 ハートピア京都 7階
公益社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局<実務未経験者>係

(9) 注意事項

① 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告等、研修の適正かつ円滑な実施目的のみに利用します。

② 受講決定について

(ア) 全ての申込を確認後に受講決定を行います。受講決定までには、申込受付期間終了後2週間程度かかります。受講決定が遅れる場合は、当会ホームページのお知らせに掲載します。

(イ) 各コースに定員があるため、必ずしも第1希望のコースで決定するわけではありません。また、受講の可否については、事前の問い合わせには回答できません。

(ウ) 受講決定については、当会ホームページのお知らせ等に掲載し、「受講決定通知書(受講票)」をご自宅宛で送付します。

(エ) 定員を超過する申込があった場合は、受講不可となる場合があります。その場合は、「不可通知書」を送付します。

(オ) 当会ホームページ上で受講決定者として介護支援専門員登録番号を掲載しているにもかかわらず、受講決定者の掲載日から1週間経過しても「受講決定通知書(受講票)」が届かない場合は、事務局まで問い合わせをしてください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

③ 研修会場での受講について

(ア) 会場までの交通手段

原則、公共交通機関を利用してください。受講者は研修会場の駐車場・駐輪場は利用できません。無断の駐車(駐輪)等が判明した場合は、研修中であっても撤去のため退室していただく場合があります。なお、会場近隣の駐車場・駐輪場については各自で確認をしてください。

(イ) 受講態度

・講師の話や、受講者同士のディスカッションなどは聴く姿勢をおろそかにせず、他者の意見を尊重し、グループワークには積極的に参加してください。

・居眠り、演習をしない等研修を受講していると判断できない態度や、暴言等、受講態度に問題があると判断され、それらを講師からの注意を受け入れない場合は、受講中であっても退室していただく場合があります。

(ウ) 服装

・専門職の資格にかかわる研修であることを意識し、周囲の人に失礼のない服装でお越しください。

・研修会場の空調は細やかな温度調節ができません。自分で温度調節可能な服装(着脱できる上着、ひざ掛け、ショール等を持参)でお越しください。

(エ) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策

・研修中は、マスクの着用や咳エチケット、手指消毒等、感染防止対策の徹底をお願いします。

・体調不良の場合等、会場への入場を制限する場合がありますので、ご承知願います。

④ 研修修了について

- (ア) 全ての科目を修了した方には、研修最終日に修了証書を交付します。証記載の氏名に常用外漢字が含まれる場合も、修了証書では常用漢字に置き換えて印字しますが、登録番号および生年月日等で本人確認を行いますので、更新手続き等に問題はありません。
- (イ) 法定研修は決められた時間の受講が必要です。一部科目でも欠席・早退・遅刻等(休憩後の業務連絡等による入室遅れも含む)があった場合は修了を認めません。
- (ウ) 研修の全科目に出席されても、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補うことがあります。
- (エ) 修了証書は証の更新手続きに必要です。再交付はできませんので、大切に保管してください。

⑤ 更新手続きについて

- (ア) 証の有効期間を更新するためには、別途更新手続きが必要です。詳細は【法定研修修了後の証の有効期間の更新手続き・再交付手続きについて】を確認してください。
- (イ) 更新手続きをせず、証が失効した状態で介護支援専門員としての業務を行った場合は、介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となりますので、ご注意ください。

⑥ キャンセルについて

申込みのキャンセル、または受講決定後に受講を辞退される場合は、必ず事務局まで連絡してください。((10)研修に関する問い合わせや連絡について①を参照)

⑦ 受講地の変更について

原則、介護支援専門員としての登録を行っている都道府県で受講することになっていますが、「京都府で受講することが困難な理由がある場合」や「他府県で介護支援専門員として登録しているが京都府での受講を希望する場合」については、早急に京都府健康福祉部高齢者支援課(TEL:075-414-4578)へ問い合わせ・相談してください。

⑧ その他

- (ア) 虚偽による申込みをされた場合、受講は認められません。虚偽の事実が判明した場合、研修開始後であっても、受講の継続を認めません。また介護保険法第69条の39の規定に基づき介護支援専門員の登録の消除の対象となります。
- (イ) 受講決定通知書(受講票)でお知らせした内容以外の連絡事項(受講にあたっての追加連絡、災害等の緊急時の連絡等)がある場合は、当会ホームページの「お知らせ」に掲載します。

(10) 研修に関する問い合わせや連絡について

原則、**メールかFAXで問い合わせ**をしてください。問い合わせの際は、「研修名」「氏名」「証の登録番号」「有効期間満了日」を記載してください。電話で問い合わせをしていただいても回答ができない場合があります。

公益社団法人京都府介護支援専門員会 事務局 [業務時間]平日 9:30～17:30

① **研修当日以外**の問い合わせや受講に関するご相談、キャンセル連絡等

E-Mail: cm7504@kyotocm.jp もしくは FAX: 075-254-3971

② **研修当日**の遅刻・欠席等の【緊急連絡】

TEL: 075-741-7504(研修窓口)

※業務時間外は電話が繋がりませんので、留守番電話に「氏名」「受講番号」と用件を録音してください。なお、通常の問い合わせの場合は、折り返しの電話はしませんのでご了承ください。

令和4年度京都府介護支援専門員更新研修〔実務未経験者〕日程

※修了には、全科目の受講(受講方法は科目によって異なる)が必要です。

※研修時間等については、カリキュラムの都合により変更となる可能性があります。

※本研修は〔再研修〕との合同開催です。定員については、〔再研修〕との合算です。

※eラーニング視聴期間の詳細は、受講決定通知書(受講票)でお知らせします。

コース	eラーニング前半 視聴期間	eラーニング後半 視聴期間	会場受講日程	時間(予定)	会場	定員
未①-1(北)	令和4年7月頃	令和4年8月頃	令和4年8月26日(金)	13:00~17:30	北部	30名
未①-2			令和4年8月29日(月)	13:00~17:30	南部	40名
未①-3			令和4年8月30日(火)	13:00~17:30	南部	40名
未②-1(北)	令和4年10月頃	令和4年11月頃	令和4年11月24日(木)	13:00~17:30	北部	30名
未②-2			令和4年11月29日(火)	13:00~17:30	南部	40名
未③-1	令和5年1月頃	令和5年2月頃	令和5年2月24日(金)	13:00~17:30	南部	40名
未③-2			令和5年2月27日(月)	13:00~17:30	南部	40名

北部：綾部市ものづくり交流館 2階多目的ホール

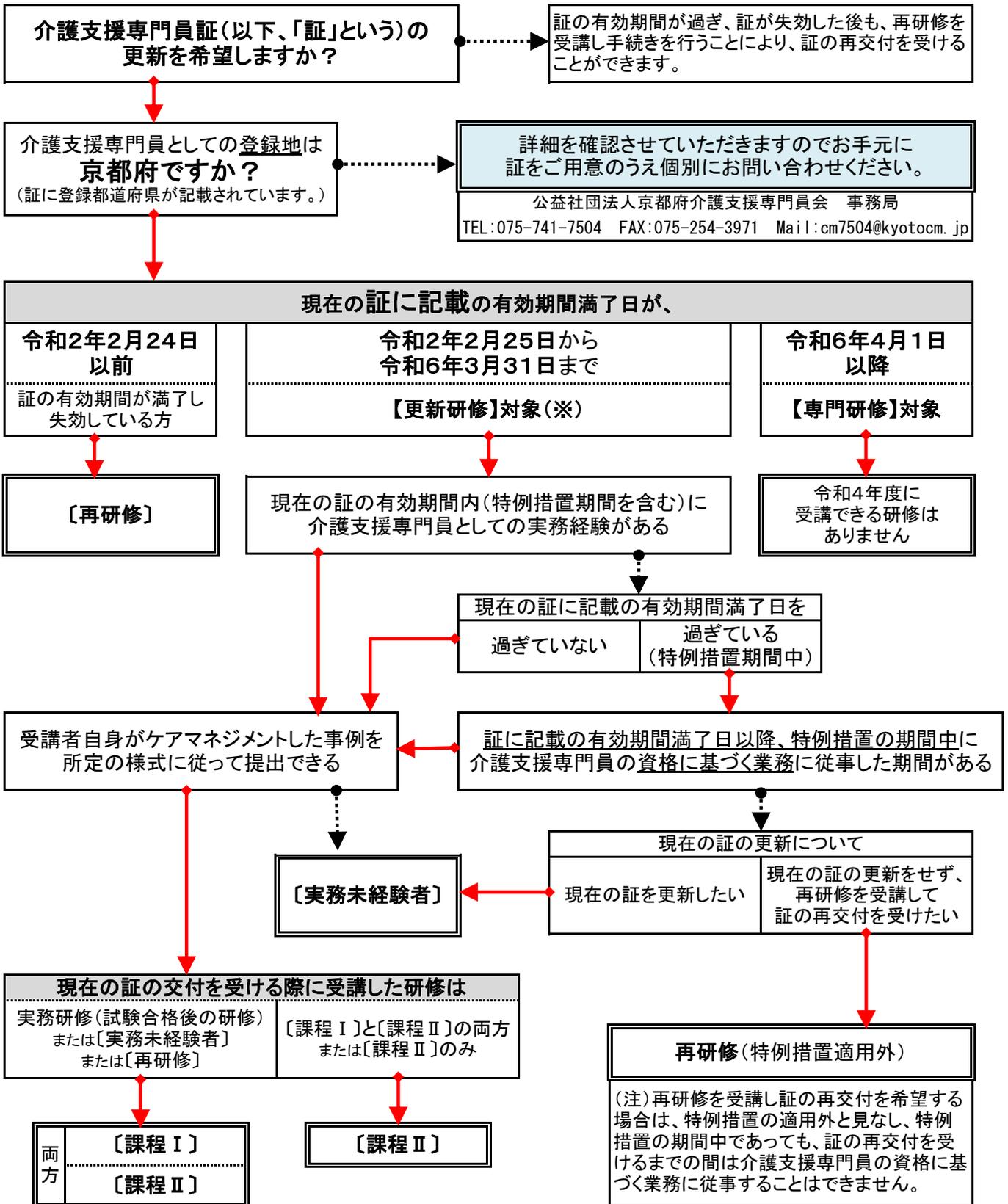
南部：公益社団法人京都府介護支援専門員会 研修センター(くろちく万蔵ビル3階)

受講方法	科目	
eラーニング前半 (動画視聴と課題作成)	人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	
	ケアマネジメントに係る法令等の理解	
	地域包括ケアシステム及び社会資源	
	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	
	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	
	自立支援のためのケアマネジメントの基本	
	介護支援専門員に求められるマネジメント(チームマネジメント)	
	ケアマネジメントの展開 基礎理解	
eラーニング前半分 課題提出(※必須)		
eラーニング後半 (動画視聴と課題作成)	課題整理総括表について	
	ケア マネ ジメ ント の 展 開	脳血管疾患に関する事例
		認知症に関する事例
		筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例
		内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例
看取りに関する事例		
eラーニング後半分 課題提出(※必須)		
会場受講(※必須)	アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	

令和4年度法定研修受講確認フローチャート

フローチャート(証の更新もしくは再交付)

◎主任介護支援専門員の方で、〔主任〕介護支援専門員〔更新〕研修の受講を希望される方は、フローチャート(〔主任〕の更新)を確認してください。
 ◎受講対象者等の詳細は令和4年度各研修の要綱を確認してください。

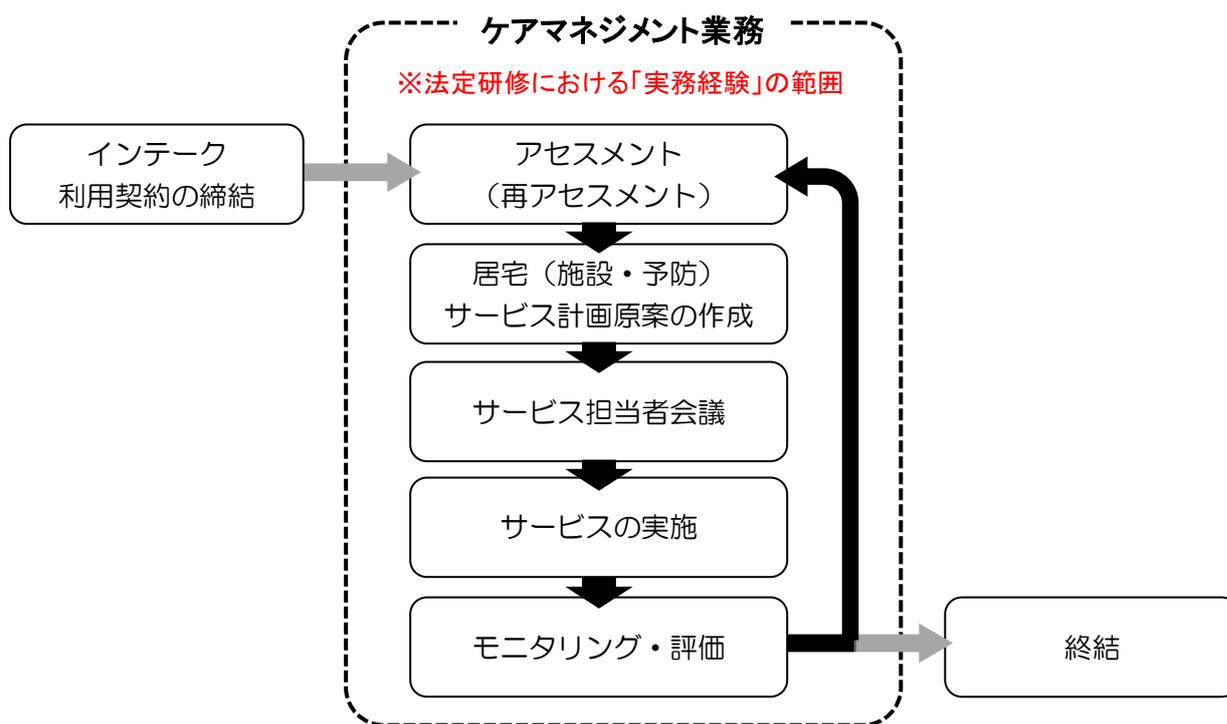


(※)「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い(特例措置)の変更について」(令和3年3月11日付け3高第295号)及び「介護支援専門員法定研修の延期等に伴う介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の有効期間満了日の臨時的な取扱い(特例措置)の対象者の拡充について」(令和4年3月16日付け4高第240号)における特例措置の対象者(特例措置の詳細は【介護支援専門員証及び主任介護支援専門員資格の特例措置について】を確認してください。)

介護支援専門員法定研修における「実務経験」とは

法定研修における介護支援専門員の実務経験とは、以下 1～7 の事業所または施設において、介護支援専門員としてケアマネジメント業務（アセスメントからモニタリング・評価までの一連）に従事したことをいいます。

1. 居宅介護支援事業所
2. 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
3. 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
4. 介護保険施設
5. 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
6. 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
7. 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）



※ 次のような場合は法定研修における「実務経験」として認められません。

- ◎要介護（支援）認定のための認定調査
- ◎利用者・サービス提供事業者との連絡調整業務のみに従事
- ◎総合事業対象者のケアマネジメント業務

（注）「法定研修において実務経験として認められない業務」であっても「介護支援専門員の資格に基づく業務」である場合がありますのでご注意ください。

法定研修修了後の介護支援専門員証の有効期間の更新手続き・再交付手続きについて

介護支援専門員証(以下「証」という)が失効した状態で介護支援専門員として業務に従事した場合は、登録の消除の対象となりますのでご注意ください。

なお、有効期間満了日が令和2年2月25日から令和6年3月31日までの方については、特例措置の対象となります。

◎実務経験者更新研修[課程Ⅰ]・[課程Ⅱ]、[主任更新]研修を修了した方

◎更新研修[実務未経験者]を修了した方

更新研修を修了しただけでは、証の有効期間は更新されません。必ず証の有効期間内(特例措置対象期間含む)に更新手続きが必要です。更新手続きを行わない場合、証は失効し、介護支援専門員としての業務に従事できなくなります。

研修の修了証書の交付を受けた後は、できるだけ速やかに更新手続きをしてください。

有効期間の更新手続きについて

【更新手続き期間】 証に記載の有効期間満了日の1年前から有効期間満了日まで

※特例措置対象者は、特例措置の期限満了日まで手続きは可能ですが、期限を待たずできるだけ速やかに手続きをしてください。

※証が失効した場合、介護支援専門員として再び業務に従事しようとする際には、[再研修]を修了し、証の再交付を受ける必要があります(試験の再受験は必要ありません)。

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/2kaigosensenmoninsyounokousintetuzuki.html>

◎[再研修]を修了した方

[再研修]を修了した方(既に証の有効期間が満了している方)が介護支援専門員の業務に従事する場合は、証の再交付手続きが必要です。再研修を修了されても、証の交付を受けていない場合は介護支援専門員としての業務に従事することはできません。

再交付手続きについて

【再交付手続き期間】 再研修の修了日から5年間

詳細は京都府ホームページをご参照ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo/1260852352199.html>

【証の有効期間の更新・再交付申請書の提出先・問い合わせ先】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府健康福祉部高齢者支援課 介護計画・企画係 (TEL:075-414-4578)

※京都府以外で登録されている方は手続きが異なるため、登録している都道府県にお問い合わせください。